



空き家所有者のお悩みにお答えするまちの不動産屋さんの募集を開始します！

「京都市地域の空き家相談員」を募集します！

京都市では、空き家所有者や地域の方々が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、「まちの不動産屋さん」を『京都市地域の空き家相談員（以下相談員という）』として登録しています（現在の登録者数 248名）。

この度、相談体制の更なる充実を図るため、新たに『京都市地域の空き家相談員』としてご活躍いただける方を令和6年8月26日（月）から募集します。

1 募集概要

(1) 登録予定者数

約50名

(2) 主な応募要件

次のいずれにも該当している方であること。

ア 宅地建物取引士となってから、以下のいずれかの業務に現に通算して5年以上従事していること

- ・宅地建物取引業における不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務
- ・不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務
- ・不動産管理業における不動産の管理業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

イ 空家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づき、京都市が指定した空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に属する事業所に勤務する者であること

ウ 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること

詳しくは当課ホームページ掲載の「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」をご確認ください。

(3) 応募方法

(4)の提出物を、郵送又は市のホームページから専用ウェブフォームにより提出してください。郵送の場合、申請書は当課ホームページからダウンロードしてください。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000330393.htm>

京都市地域の空き家相談員 募集

検索



(4) 提出物

京都市地域の空き家相談員名簿登録申請書、宅地建物取引士証（写）

(5) 応募期間

令和6年8月26日（月）～同年9月13日（金）（郵送の場合は、13日必着）

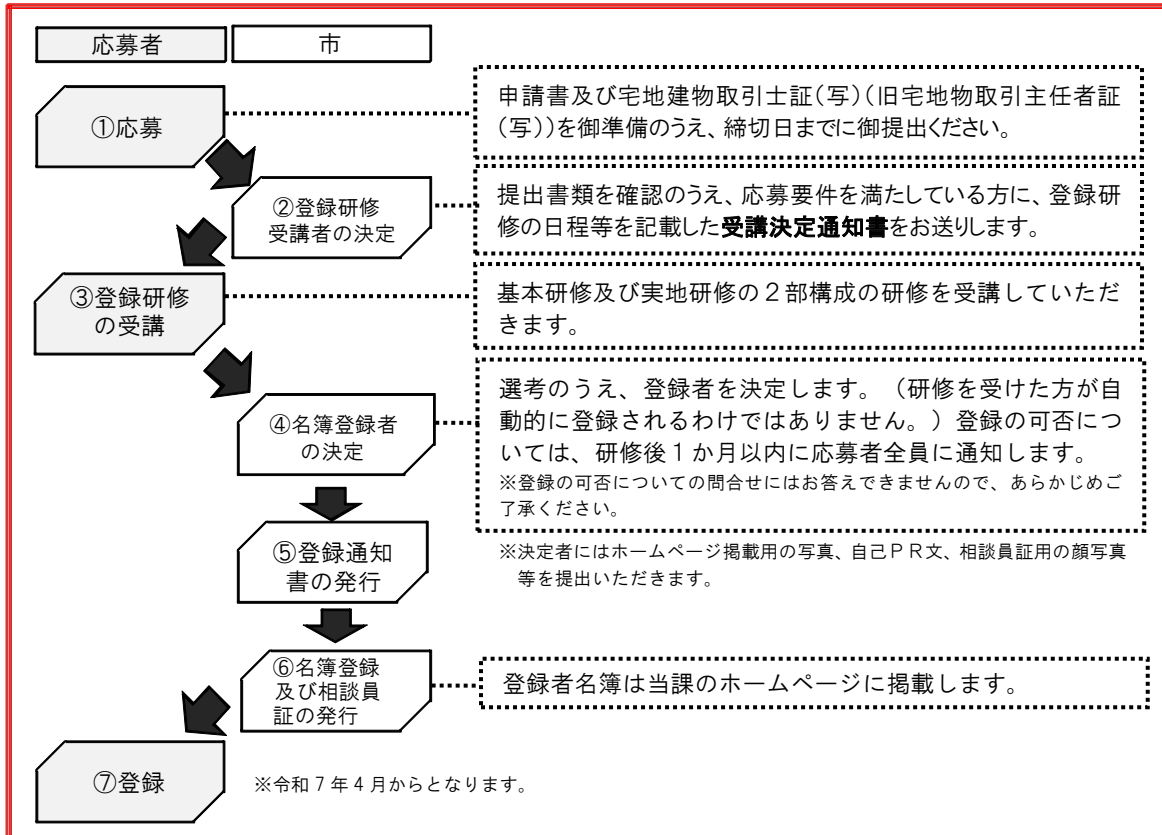
応募者多数の場合は、応募受付を途中で締め切ることがあります。応募を締め切りましたらホームページにて公表します。

(6) その他

詳しい情報については、当課のホームページをご確認ください。

ホームページ： <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000330393.htm>

2 応募から相談員登録までの流れ



3 応募に関する注意点

- (1) 1行政区あたり同一事業者の登録者数は、既に登録済の方を含めて原則3名までといたします。応募の際にはお気をつけください。
- (2) 選考のうえ登録者を決定します。応募者全員が登録されるわけではありません。
- (3) 登録期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。更新時には、更新研修を受けていただく必要があります。
- (4) 空き家所有者等からの相談には、電話、オンライン又はご自身のお店で対応していただきます。
- (5) 地域の空き家相談員の業務は、原則、無償で行っていただきます。
- (6) 本市から営業の仕事が斡旋される事業ではありません。あらかじめご了承ください。
- (7) 登録後であっても、地域の空き家相談員にふさわしくないと判断した場合等は、登録を抹消することがあります。
- (8) 相談員になっても、水道の閉栓状況等、市が保有する情報を閲覧する権利等が与えられるものではありません。

4 応募・問合せ先

京都市都市計画局 住宅室 住宅政策課 空き家対策担当

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3667

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝を除く）